

感染対策期への移行に伴う社会福祉施設等における 新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底について

新型コロナウイルスの感染防止対策に日々御尽力いただき深く感謝申し上げます。

松山市の繁華街クラスターを発端とする「第4波」の感染拡大に伴い、本日、愛媛県内全域が感染対策期へ移行しました。

県内の感染は、感染力の強い変異株が主流となるとともに、感染経路不明の新規感染事例が増加傾向にあり、松山市は、もはや「市中感染のまん延」状態であると評価せざるを得ません。これまで以上に感染対策を徹底する必要があることから、各社会福祉施設・事業所においては、改めて、国や県の通知を御確認いただき、感染防止対策の徹底に努めるとともに、特に下記事項に留意し、感染予防及び感染拡大防止に万全の対策を取っていただきますようお願いいたします。

(特に留意する事項)

- 1 面会は時間や人数を制限し、嚴重な感染予防策を実施すること。
- 2 通常の感染予防に加え、職員の感染対策期間中の行動制限(松山市内での不要不急の外出自粛や松山市との往来自粛等)や利用者及び職員の毎日の健康観察を徹底すること。
- 3 特に、クラスターが発生し、感染拡大が顕著な地域(松山市、新居浜市、西条市)においては、高齢者施設の職員を対象にスクリーニング検査を実施することとしているので、検査対象に指定された施設においては、速やかに検査が行われるよう協力すること。
- 4 家族の勤務先や学校などから家庭内に感染が持ち込まれるように、職員や利用者の行動制限だけでは感染を防ぎきれないケースもあることから、補助要件を拡充している職員向けの自主検査補助制度を積極的に活用する等により、感染の早期発見に努めること。